

○越前市スポーツ推進審議会条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日

教育委員会規則第 38 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日教委規則第 6 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、越前市スポーツ推進審議会条例(平成 17 年越前市条例第 219 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 24 教委規則 6 ・一部改正)

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、委員の互選により会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会議を主宰し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日教委規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。